

事務連絡

平成23年8月30日

各都道府県水道行政主管部局  
各厚生労働大臣認可水道事業者 } 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

### 給水装置工事の適正な施行について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。  
給水装置工事に際しては、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の4第1項の規定に基づき給水装置工事主任技術者を選任するとともに、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第2号の規定に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとしています。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」としては、平成20年3月21日付健水発0321001号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において次のように例示しています。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者（平成24年度より分岐せん孔技能講習を含む講習内容の充実及び「検定会」への名称変更を予定）

なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要があります。

この度の東日本大震災では、給水管部分においても漏水が数多く発生しており、給水装置の復旧作業を進める中で改めて次のことが確認されております。

- (1) 都道府県を越えるような広域的な災害において、被災地の水道復旧の応援として給水装置の復旧工事を実施する配管工は、工法や材料に関する幅広い技能を有している必要があること。

(2) 迅速かつ確実な復旧には、現場において配水管及び他の地下埋設物の状況を迅速に判断し、適切な作業を行う等の給水装置工事の実務的技能が必要となること。

また、誤分岐接合等の給水装置工事における不適切な工事の事例も依然として報告されていることから、平時においても給水装置工事の適切な施行を徹底する必要がある状況です。

水道事業者におかれましては、給水装置工事の適正な実施のため、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させるよう指定給水装置工事事業者に対し助言及び指導の徹底をお願いいたします。また、その確認にあたっては適切に作業を行うことができる技能を有する者の判断を客観的に行うため、先に例示した資格等を供給規程又は指定給水装置工事事業者に関する規程に明示する等の方策を推進いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。